

# 鹿児島市分別収集計画

- I 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第1項の規定により、分別収集計画を定める。
- II 計画の期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間
- III 計画処理区域：鹿児島市全域
- IV 計画の概要
  - 1 計画策定の意義
  - 2 基本的方向
  - 3 計画期間
  - 4 対象品目
  - 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）
  - 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）
  - 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）
  - 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）
  - 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
  - 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）
  - 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

## 1 計画策定の意義

今日、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっている。大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有している。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題や天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など、さまざまな環境問題にも密接に関係している。

このような状況の中、本市では令和4年度を初年度とする第四次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）において、「みんなで 資源の循環とゼロカーボンに取り組む 持続可能なまち かごしま」を基本理念に掲げ、3Rの推進による減量化・資源化をはじめ、廃棄物のエネルギー源としての利用をさらに推進することにより、資源が循環し、環境負荷が低減される循環型社会の構築を目指し取組を推進している。

本計画では、基本計画との整合を図りつつ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第1項に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・市民活動団体・行政のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにする。

多様な関係性で結ばれるすべての人々が参加し、協力し合うSDGsの考え方を踏まえ、一体となって協働・連携して本計画を推進することにより、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

3Rの推進による資源の有効活用や市民・事業者・市民活動団体への意識啓発を図るとともに、プラスチックの資源循環への取組を進める。

## 3 計画期間

本計画は、令和5年4月を始期とする5か年（令和5年度～令和9年度）を計画期間とし、今後3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条 第2項 第1号)

(単位：t/年)

項 目	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
容 器 包 装 廃 棄 物	19,014	19,274	19,532	19,822	20,072
ス チ ー ル 製 容 器	739	730	719	710	702
ア ル ミ 製 容 器	1,106	1,092	1,076	1,063	1,050
無 色 ガ ラ ス 製 容 器	1,595	1,575	1,552	1,533	1,514
茶 色 ガ ラ ス 製 容 器	2,004	1,979	1,950	1,926	1,902
そ の 他 ガ ラ ス 製 容 器	118	117	115	113	112
飲 料 用 紙 製 容 器	75	76	77	78	79
段 ボ ー ル	3,750	3,788	3,840	3,886	3,937
紙 製 容 器 包 装	1,077	1,088	1,103	1,117	1,131
ペ ッ ト ボ ト ル	2,308	2,280	2,246	2,219	2,191
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	6,242	6,549	6,854	7,177	7,454

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項

(法第8条 第2項 第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のために、次の方策を実施する。

なお、方策の実施にあたっては、基本計画との整合を図りつつ、市民・事業者・市民活動団体・行政がそれぞれの立場から役割を担い、一体となって協働・連携するものとする。

### (1) 市民（市民活動団体）の役割

- ① ごみ・資源物の分別を徹底し、資源物の分別収集の対象品目や出し方など、分別の取扱い情報に留意し、資源物のごみへの混入防止に取り組む。
- ② リサイクルショップでの商品購入やフリーマーケットの活用、資源物回収活動への参加など、リユース・リサイクルに取り組む。
- ③ マイバッグの持参やマイボトルの利用、詰め替え商品の購入など、ワンウェイプラスチックの使用抑制に取り組む。
- ④ プラスチック製品は環境に配慮した製品を選び、できる限り長時間（期間）使用する。
- ⑤ ポイ捨てや不法投棄、周辺への迷惑となる野外焼却はやめる。
- ⑥ 減量化・資源化に関する情報を積極的に入手し、学習する。

### (2) 事業者の役割

- ① 事業所のごみと資源物の適正な分別に取り組むとともに、ごみは自らの責任で、決められた方法で適正に処理する。
- ② 商品の製造においてはリサイクルしやすい素材の利用及び商品の長寿命化に、流通においては流通包装廃棄物の発生抑制に、提供においては過剰包装の抑制等に努める。
- ③ プラスチック製容器包装・製品については、原料の再生材やバイオマスプラスチック等の再生可能資源への切り替えや、軽量化等の環境配慮設計に努めるほか、使い捨てスプーンやフォークなどの店頭での無償頒布の見直し等により、消費者のライフスタイルの変革を促すよう努める。
- ④ 事業活動においては、ペットボトル・食品トレイ・牛乳パック等の資源物の店頭回収に努める。

### (3) 行政の役割

市民・事業者・市民活動団体に対し、3Rの意識啓発と実践活動の促進を図るとともに、資源物回収など自主的な活動を支援する。

### (市民（市民活動団体）に対する主な方策)

- ① 広報紙「市民のひろば」、ごみ出しカレンダー、ホームページ、ごみ分別アプリなどの各種情報媒体を通して、また町内会・事業所等への分別説明会や市政出前トークの開催等により、在住外国人を含めた幅広い世代に、分かりやすく継続的に減量

化・資源化に関する意識啓発を行う。

- ② ごみの分別マナーの向上に向けては、10～40歳代の認知度が低いという市民意識アンケート調査の結果を踏まえた広報啓発を行う。
- ③ 市民活動団体等が主催するフリーマーケットの開催情報を発信し、リユース製品の利用促進を図る。
- ④ 関係団体との連携によるワークショップ等を開催し、ワンウェイプラスチックの削減の重要性や取組に関する意識啓発を図る。
- ⑤ 無料給水施設に関する情報を発信し、マイボトルの利用促進を図る。
- ⑥ 関係団体との連携によるワークショップ等を開催し、海洋プラスチックや漂着ごみなどの環境問題に対する意識啓発を図る。
- ⑦ 環境に配慮した行動を実践できる人材の育成を図るため、ごみ処理施設見学会の開催、社会科学習資料「ごみ・まち美化教室」の配布、かごしま環境未来館等と連携した環境学習の推進や児童作品コンクールの開催等により、子供たちの資源循環に対する意識を高める。
- ⑧ 市民活動団体が実施する資源物回収活動の活性化を図るため、古紙類・金属類・空きびん類・廃食用油の回収量等に応じて補助を行う。
- ⑨ 「缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器類、古紙類、電球・蛍光灯、乾電池、スプレー缶類、金属類」の分別収集を実施し、資源化を推進する。
- ⑩ 排出されたプラスチックごみは、本市の焼却施設やリサイクル施設において適正に処理し、循環利用を図る。
- ⑪ 町内会などが実施する河川や海岸の美化・清掃活動の取組を支援する。
- ⑫ 不法投棄・野外焼却などの不適切な行為や資源物等のごみステーションからの持ち去り行為などを防止するため、廃棄物監視指導員による監視パトロールや指導等を行う。

（事業者に対する主な方策）

- ① 市が定めた環境管理指針に沿って適正に環境管理を実施している事業所を「グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）」として認証し、事業活動による環境負荷の低減を図る。
- ② 関係団体との連携によるワークショップ等を開催し、ワンウェイプラスチックの削減の重要性や取組に関する意識啓発を図る。
- ③ 事業者の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会を開催するとともに、収集・運搬許可業者の研修会や清掃工場への搬入車両の検査を実施する。
- ④ 事業所ごみの適正処理ガイドブック等を有効活用し、また、事業所等への戸別訪問を実施するなど、事業所ごみの発生抑制や適正処理に向けた指導を強化する。
- ⑤ 事業所が実施する河川や海岸の美化・清掃活動の取組を支援する。
- ⑥ 不法投棄・野外焼却などの不適切な行為や資源物等のごみステーションからの持ち去り行為などを防止するため、廃棄物監視指導員による監視パトロールや指導等を行う。
- ⑦ 多量の廃棄物を排出する特定の事業者に対しては、一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を求め、各事業所の減量化・資源化への取組を把握する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条 第2項 第3号)

最終処分場の残余容量や中間処理施設の整備状況、収集・運搬体制及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分を下記のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶・びん
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの		紙箱・包装紙等
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック容器類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条 第2項 第4号)

(単位：t／年)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	431		426		420		415		409	
主としてアルミ製の容器	873		862		850		839		829	
無色のガラス製容器	(合計) 563		(合計) 556		(合計) 548		(合計) 541		(合計) 534	
	(引渡 量) 563	(独自処理量) 0	(引渡 量) 556	(独自処理量) 0	(引渡 量) 548	(独自処理量) 0	(引渡 量) 541	(独自処理量) 0	(引渡 量) 534	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 781		(合計) 772		(合計) 760		(合計) 751		(合計) 742	
	(引渡 量) 781	(独自処理量) 0	(引渡 量) 772	(独自処理量) 0	(引渡 量) 760	(独自処理量) 0	(引渡 量) 751	(独自処理量) 0	(引渡 量) 742	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 422		(合計) 417		(合計) 411		(合計) 406		(合計) 401	
	(引渡 量) 422	(独自処理量) 0	(引渡 量) 417	(独自処理量) 0	(引渡 量) 411	(独自処理量) 0	(引渡 量) 406	(独自処理量) 0	(引渡 量) 401	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	75		76		77		78		79	
主として段ボール製の容器	3,760		3,798		3,851		3,897		3,948	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,079		(合計) 1,090		(合計) 1,105		(合計) 1,118		(合計) 1,132	
	(引渡 量) 0	(独自処理量) 1,079	(引渡 量) 0	(独自処理量) 1,090	(引渡 量) 0	(独自処理量) 1,105	(引渡 量) 0	(独自処理量) 1,118	(引渡 量) 0	(独自処理量) 1,132
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,581		(合計) 1,562		(合計) 1,539		(合計) 1,520		(合計) 1,501	
	(引渡 量) 1,107	(独自処理量) 474	(引渡 量) 1,093	(独自処理量) 469	(引渡 量) 1,077	(独自処理量) 462	(引渡 量) 1,064	(独自処理量) 456	(引渡 量) 1,051	(独自処理量) 450
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 5,235		(合計) 5,492		(合計) 5,748		(合計) 6,019		(合計) 6,251	
	(引渡 量) 5,235	(独自処理量) 0	(引渡 量) 5,492	(独自処理量) 0	(引渡 量) 5,748	(独自処理量) 0	(引渡 量) 6,019	(独自処理量) 0	(引渡 量) 6,251	(独自処理量) 0
10品目合計	14,800		15,051		15,309		15,584		15,826	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 容器包装廃棄物の排出量（見込み）× 容器包装廃棄物の資源化率（※）

（※）容器包装廃棄物の資源化率は、容器包装廃棄物の資源化量（令和元年度～3年度の平均値）を容器包装廃棄物の排出量で除した値を適用。



10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条 第2項 第5号)

分別収集は、現行の収集体制で行う。

なお、本市の分別収集のほか、市民団体等による資源物回収活動や事業者の店頭回収も、引き続き活用するものとする。

分別収集の実施主体については、下記表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶・びん	市	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器			
	段ボール	段ボール	民間事業者	
	その他の紙製容器包装	紙箱・包装紙等	民間事業者	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック容器類		

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条 第2項 第6号)

缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器類の選別・圧縮などの処理を行っているリサイクルプラザなど現行の施設の効率的な維持管理に努める。

分別収集の用に供する施設については、下記表のとおりとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・びん	透明袋	パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色の ガラス製容器				
茶色の ガラス製容器				
その他の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで束ねる 又は 紙袋	民間施設 (選別・圧縮施設)	
段ボール	段ボール			
その他の 紙製容器包装	紙箱・包装紙等			
ペットボトル	ペットボトル	透明袋	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)	
その他の プラスチック製 容器包装	プラスチック 容器類			